

## 第6章 方法書についての市長の意見及びそれに対する事業者及び都市計画決定権者の見解

福岡市環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの市長意見が平成29年6月2日(環調第38号)に送付された。

方法書市長意見の概要及び事業者及び都市計画決定権者の見解を表6-1(1)～(2)に示す。

表6-1(1) 方法書市長意見の概要及び当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見の概要	事業者及び都市計画決定権者の見解
1. 全体的事項	
<p>本事業は、九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画等に基づき、北エリアで福岡市が実施する土地区画整理事業と南エリアで独立行政法人都市再生機構が実施する土地の造成との2つの事業を合わせて約60haの基盤整備を行うものであり、南エリアにおいては都市計画道路も整備される。</p> <p>また現在、事業実施区域では、九州大学が既存建築物の解体工事、土壌汚染調査及び対策工事並びに埋蔵文化財調査(以下、「関連事業」とする)を実施しており、土壌汚染に関しては、一部で土壌汚染対策法に基づく汚染区域の指定がなされ、汚染土壌の洗浄処理施設の設置も決まっている。</p> <p>汚染区域では本事業を行う前に土壌汚染対策工事を行うため、その付近では本事業及び関連事業が同時期に施工され、その内容及びスケジュールによっては周辺環境に多大な影響が及ぶことも考えられるが、本方法書には予測・評価の前提条件である各事業の内容及びスケジュールが明確に示されておらず、記載されている調査・予測・評価が適切なものであるか判断しかねる状況である。</p> <p>準備書の作成にあたっては九州大学と十分に連携して、本事業及び関連事業の内容及びスケジュールについて明確に示し、できる限り実際の工事内容を反映した予測・評価を行うことが重要である。</p> <p>また、箱崎キャンパス跡地利用計画におけるまちづくりの方向性として、「周辺地域と調和・連携・交流しながら一体的に発展する」ことを掲げるとともに、「『低炭素』で『水や資源を生かした循環型社会の形成』や『緑・水辺との共生』を進め、環境と共生し、持続可能なまちの形成を目指す」とされており、環境の保全の見地からも地域住民の理解と協力が必要不可欠であることから、本事業の環境影響評価について十分に周知を行い理解を深めることが重要である。</p>	<p>準備書の作成にあたっては、九州大学と十分に連携して、可能な限り実際の工事内容を反映した予測・評価を実施しました。</p> <p>本事業は、関連事業である九州大学が実施する既存建物の解体工事、土壌汚染調査及び対策工事並びに埋蔵文化財調査の関連事業が行われた後、整備が可能となった箇所から順次事業に着手します。南エリアから工事が着手され、その後北エリアの工事へと進んでいきますが、同時期に関連事業も実施されます。これら全ての工事を一体的な事業として環境への予測・評価を実施しました。</p> <p>地元への周知及び意見聴取につきましては、「箱崎キャンパス跡地利用協議会」や「4校区協議会」等において、本事業及び関連事業の内容及びスケジュールについて、実施内容とその期間を明確に示し説明を行いました。</p> <p>説明会で寄せられた意見については、事業計画、現地調査や予測評価に反映させました。</p> <p>また、現地調査の実施にあたっては、開始前に校区の自治協議会を通して、近隣住民への周知を行うなど機会ある毎に理解を深めてもらうよう努めました。</p>
2. 個別的事項	
(1)大気質、騒音・振動、温室効果ガスについて	
<p>本事業及び関連事業が同時並行的に実施されることによって周辺環境に及ぼす大気質、騒音・振動、温室効果ガスの影響が大きくなると考えられることから、九州大学と十分に連携して予測・評価を行うこと。</p>	<p>周辺環境に及ぼす大気質、騒音・振動、温室効果ガスの影響について、本事業及び関連事業の内容及びスケジュールについて明確に示し、できる限り実際の工事内容を反映した予測・評価を実施しました。</p>

表 6-1 (2) 方法書市長意見の概要及び当該意見についての事業者及び都市計画決定権者の見解

環境保全の見地からの意見の概要	事業者及び都市計画決定権者の見解
(2)動物及び植物について	
<p>本方法書の調査、予測及び評価の手法には「重要な種が確認された場合、適地への移動・移植などを検討する」と記載されているが、環境保全措置については環境影響の回避・低減を優先することが原則であることから、まずは重要な種の生息・生育地の保全について検討すること。</p>	<p>動物及び植物の重要な種が確認された場合は、環境影響の回避・低減を優先し、生息・生育地の保全を検討しました。</p> <p>ただし、本事業計画区域が教育・研究目的で利用され、そこで創出された環境下に動物・植物が生息してきた経緯をふまえ、事業の実施に伴い、それらの生息環境の維持が困難と判断された場合は、生息・生育適地への移動・移植を検討しました。</p>
(3)生態系について	
<p>九州大学構内や貝塚公園等には長い時間をかけて形成された多くの樹木や緑地があり、周辺の豊かな自然環境も含め多様な生態系が形成されている可能性があることから、周辺環境に調和した自然環境・生態系の保全のため、既存樹木等の保存を検討すること。</p>	<p>九州大学構内や貝塚公園等は、多くの樹木が生育し、市街地の中に緑地を形成していました。そこには多種・多様な生物が生育・生息している生態系があり、周辺の豊かな自然環境とネットワークを形成していました。</p> <p>このため、本生態系への事業による影響を低減するために、可能な限り既存樹木を保全するとともに新植による対応も検討しました。</p>
(4)人と自然との触れ合いの活動の場について	
<p>事業実施区域内の貝塚公園は、地域の住民にとって自然と触れ合える身近な公園であると考えられることから、再整備に当たってはその利用状況等について十分に調査を行い、人と自然との触れ合いの活動の場として公園が果たしている役割を損なわないよう検討すること。</p>	<p>貝塚公園は、地域の住民にとって自然と触れ合える身近な公園であるため、その利用状況等について既存資料に加えアンケート調査やヒアリング調査の現地調査を行い、人と自然との触れ合いの活動の場として公園が果たしている役割を明確にした上で、事業による影響を予測評価し、環境保全措置を検討しました。</p>
(5)廃棄物等について	
<p>残土やがれき等の発生量を把握し再利用に努めるとともに、再利用にあたっては、解体工事の実施により発生するアスベスト廃棄物や汚染土壌の洗浄処理施設の稼働に伴う重金属等の有害廃棄物が混入することのないよう適切に管理すること。</p>	<p>事業実施による残土やがれき等の発生量を把握し、再利用に努めるとともに、再利用にあたっては、九州大学と十分に連携して、解体工事の実施により発生するアスベスト廃棄物や汚染土壌の洗浄処理施設の稼働に伴う重金属等の有害廃棄物が混入することのないよう、適切に管理します。</p>